

川 監 収 第 2 4 号
平成20年6月26日

請求人
同
同



川口市監査委員	新	山	幸	男
同	小	林	政	氏
同	池	田	嘉	印
同	大	関	修	克

住民監査請求に係る結果について（通知）

平成20年5月8日付けで提出された川口市議会政務調査費に関する住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第2項に規定する所定の要件を具備しない不適法なものであると判断し、却下する。

記

I 請求の要旨（原文のとおり）

1. 請求の要旨

1、川口市議会政務調査費について以下の条例と規程がある。

川口市議会政務調査費の交付に関する条例（以後条例という）。

第5条 会派は、調査費を別に定める用途の基準に従って使用するものとする。

川口市議会政務調査費の交付に関する規程（以後規程という）。

別表（第7条関係）政務調査費の用途の基準。

広聴費とは会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）

-2、上記の条例と規定に反した以下の支出がある。

『平成 17 年 4 月 28 日、平成 16 年度年政務調査費に係る収入及び支出の報告書、会派名 市民クラブ、代表者氏名 星野 博』（添付証明書 1、以後本件報告書という）支出科目、広聴費に金額、40,049 円、おかし代、食事代他と記載されている

-3、報告書に記載された食事代は条例第 5 条、規定の使途基準に反し違法である。

政務調査費は地方自治法第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、川口市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査を交付するものであり食事代として支出することは違法である。

2. 措置請求の要旨

本件食事代は広聴費に支出する経費ではないから違法な支出である。市長に対し、当該会派が違法支出した経費相当額を川口市に返還するように求めるなどの必要な措置をとるように勧告されたい。

注記

1、 本件は 別紙 2、公文書公開請求書（請求者控）平成 20 年 2 月 21 日より別紙 1、の事実を知りえたものであり、地方自治法 242 条 2 項の期間制限には該当しない。

2、 地方自治法 242 条 6 項の意見陳述および証拠提出は行わない。

II 却下の理由

地方自治法は、住民監査請求について、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、本請求については、請求日までに既に 1 年を経過している。

「正当な理由があるとき」とは、当該行為が住民に隠れて秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であり、そのような場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）。

請求人が情報公開請求で入手した政務調査費の資料は、政務調査費を交付した翌年度当初に議長あてに提出することが義務づけられている。したがって、平成16年度の資料については、平成17年度当初には入手が可能であり、本件請求は、情報公開請求を行うなど、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせばその存在及び内容を知ることができたと解される。したがって、請求期間を経過していることについて「正当な理由」は認められない。